

制定 平成25年 3月28日近運自二公示第37号
改正 平成27年10月 1日近運自二公示第23号
改正 令和 2年 5月12日近運自二公示第 2号
改正 令和 2年12月24日近運自二公示第33号
改正 令和 5年 8月 1日近運自二公示第20号
改正 令和 6年 4月19日近運自二公示第 2号

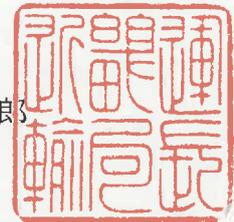
公 示

ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて

ハイヤー・タクシー車両の表示等に関しては、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法等関係法令及び運賃実施通達の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。

令和6年4月19日

近畿運輸局長 日笠 弥三郎



記

I 一般準則

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、地域公共交通機関としての役目を果たすべく、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
2. 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭かつ的確に旅客及び公衆に見やすいように表示しなければならない。
3. 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
4. 表示装置、表示板の取扱いは適正に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。
5. 車体及び車内に表示物を表示し又は貼付する時は、旅客及び公衆の利便に資する必要最小限度のものであって、運転者及び旅客の視野並びに本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

II 法人タクシー [一般乗用旅客自動車運送事業 (1人1車制個人タクシーを除く。)] 車両の表示等

1. 運賃及び料金を表示するメーター (以下「メーター」という。) の装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置を有し、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

車内表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとする。

(1) 装着位置

車内表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であって、別表(1-1)又は別表(1-2)の例による位置に装着することを基本とし、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着することとする。

(2) 表示事項

車内表示装置による表示事項のうち④から⑪までは表示板によることができるものとし、規格は別表(3)の例による。

① 「空車」

空車の場合には、車外に向けて表示する。

3.(2)ただし書きにより、表示灯を消灯した場合には表示しないことができるものとする。

② 「支払」

支払を適用している場合には、車内及び車外に向けて表示する。

③ 「割増」

割増運賃を適用している場合には、車内及び車外に向けて表示する。

④ 「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合には、車外に向けて表示する。

⑤ 「予約車」

迎車回送料金を適用しない車両であって、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合には、車外に向けて表示する。

⑥ 「貸切」

時間制運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑦ 「観光」

観光ルート別運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑧ 「定額」

定額運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑨ 「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、車外に向けて表示する。

⑩ 「救援」

救援事業の業務遂行のために走行する場合には、車外に向けて表示する。

⑪ 「空港回送車両」

空港専用タクシー車両が関西国際空港へ回送する場合には、車外に向けて表示する。

3. 車体表示装置

- (1) 車体の屋根の上には、「タクシー」、「TAXI」、タクシー事業者の名称若しくは記号又はタクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示した表示灯を別表（1-1）の例による位置に装着する。ただし、空港専用タクシー車両については、「AIRPORT」を表示する。
- (2) 表示灯は、日没から日出までの間においては、空車時、又は、迎車回送（2.（2）の「迎車」又は「予約車」を表示している場合をいう。）して旅客の指定した場所に到着してから旅客が乗車するまでの間は点灯することとし、その他の場合には消灯すること。
ただし、空車時であっても営業区域外から営業区域内に戻る際には消灯できるものとする。

4. 車体表示事項

車体（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表（1-1）の例による位置に明瞭に外部から容易に判別ができるように表示する。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 「タクシー」又は「TAXI」（タクシー業務適正化特別措置法による指定地域に限る。）。ただし、空港専用タクシー車両については、「関西国際空港キャラクターマーク」とし、表示方法については、別表（1-2）の例による位置に装着する。
- (3) 所属営業所の所在地名の略称（タクシー業務適正化特別措置法による特定指定地域に限る。）
 - ① 大阪市に所在する営業所にあつては、所在する区名。
（「区」の文字は省略することができる。）
 - ② その他の地域にあつては、所属営業所の所在する市町村名。
ただし、複数の営業区域にわたる市町村合併が行われた場合あつては、営業区域の再編までの間は従来の市町村名とする。
（「市」、「町」、「村」の文字は省略することができる。）
- (4) 初乗距離、初乗運賃額、（運賃）車種区分、加算運賃額及び加算距離
- (5) 遠距離割引を表示する事業者にあつては、割引適用基準額及び割引率
- (6) タクシー事業者の名称若しくは記号の前後表示（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年6月26日法律第64号）第3条又は第3条の2により指定された特定地域又は準特定地域のうち、特定地域にあつては特定地域計画で、準特定地域にあつては準特定地域計画で「事業者名の表示方法の改善（前後板の設置を含む。）」が定められている地域の営業所に配置する車両に限る。）
3. 車体表示装置（1）の表示灯にタクシー事業者の名称若しくは記号が表示されていない車両については、利用者からタクシー事業者の特定が容易になるよう車両前後にタクシー事業者の名称若しくは記号を表示する。

(7) ユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示

ユニバーサルデザインタクシー車両を一般車両（一般の需要に応じることができ的事业用自動車）として使用する場合にあつては、別表（7）「ユニバーサルデザインタクシー車両マークの表示」の例により、ユニバーサルデザインタクシー車両マークを表示する。

5. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

- (1) 自動車登録番号
車内表示装置の後面に表示する。
- (2) 事業者の氏名又は名称
車内表示装置の後面に登録タクシー運転者証を表示する。
- (3) 運賃料金の内容
初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方並びにメーター表示において運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあっては、割増を適用した額とする。）のほか、原則として割増運賃又は割引運賃を適用する場合にあっては、その旨を後席の旅客から見やすい位置に表示する。
- (4) 禁煙車である旨の表示
旅客の見やすい位置に、別表(6)の例による「禁煙マーク」又は「禁煙車」を表示する。

Ⅲ 個人タクシー〔一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）〕 車両の表示等

1. メーターの装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置を有し、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

車内表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとする。

(1) 装着位置

車内表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であって、別表(2)の例による位置に装着することを基本とし、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着することとする。

(2) 表示事項

車内表示装置による表示事項のうち④から⑩までは表示板によることができるものとし、規格は別表(3)の例による。

① 「空車」

空車の場合には、車外に向けて表示する。

3. (2)ただし書きにより、表示灯を消灯した場合には表示しないことができるものとする。

② 「支払」

支払を適用している場合には、車内及び車外に向けて表示する。

③ 「割増」

割増運賃を適用している場合には、車内及び車外に向けて表示する。

④ 「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回

送する場合には、車外に向けて表示する。

⑤ 「予約車」

迎車回送料金を適用しない車両であって、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合には、車外に向けて表示する。

⑥ 「貸切」

時間制運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑦ 「観光」

観光ルート別運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑧ 「定額」

定額運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑨ 「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、車外に向けて表示する。

⑩ 「救援」

救援事業の業務遂行のために走行する場合には、車外に向けて表示する。

3. 車体表示装置

(1) 車体の屋根の上には、「個人」を表示した表示灯を別表(2)の例による位置に装着する。

ただし、個人以外の事項を表示した表示灯を付加して装着することを妨げるものではない。

(2) 表示灯は、日没から日出までの間においては、空車時、又は、迎車回送(2.(2)の「迎車」又は「予約車」を表示している場合をいう。)して旅客の指定した場所に到着してから旅客が乗車するまでの間は点灯することとし、その他の場合には消灯すること。

ただし、空車時であっても営業区域外から営業区域内に戻る際には消灯できるものとする。

4. 車体表示事項

車体(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表(2)の例による位置に明瞭に外部から容易に判別ができるように表示する。

(1) 事業者の氏名又は名称

(2) 「タクシー」又は「TAXI」

(3) 「個人」

(4) 初乗距離、初乗運賃額、(運賃)車種区分、加算運賃額及び加算距離

(5) 遠距離割引を表示する事業者にあつては、割引適用基準額及び割引率

(6) タクシー事業者の名字又は名称の前後表示(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年6月26日法律第64号)第3条又は第3条の2により指定された特定地域又は準特定地域のうち、特定地域にあつては特定地域計画で、準特定地域にあつては準特定地域計画で「事業者名の表示方法の改善(前後板の設置を含む。)」が定められている地域に限る。)

利用者からタクシー事業者の特定が容易になるよう車両前後に「個人タクシー事業者の名字又は名称」を表示する。

(7) ユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示

ユニバーサルデザインタクシー車両を使用する場合にあっては、別表(7)「ユニバーサルデザインタクシー車両マークの表示」の例により、ユニバーサルデザインタクシー車両マークを表示する。

5. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

車内表示装置の後面に表示する。なお、代務運転者が乗務する場合は登録タクシー運転者証を表示する。

(2) 運賃料金の内容

初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方並びにメーター表示において運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあっては、割増を適用した額とする。）のほか、原則として割増運賃又は割引運賃を適用する場合にあっては、その旨を後席の旅客から見やすい位置に表示する。

(3) 個人タクシー事業者乗務証

車内表示装置の後面に表示する。

ただし、代務運転者が乗務する場合はⅢ 5. (1)による。

(4) 禁煙車である旨の表示

旅客の見やすい位置に、別表(6)の例による「禁煙マーク」又は「禁煙車」を表示する。

IV ハイヤー [一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）] 車両の表示等

1. メーターの装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

ただし、時間制運賃のみを適用する者にあつてはこの限りでない。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置を有し、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

車内表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとする。

(1) 装着位置

車内表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であつて、別表(1-1)の例による位置に装着することを基本とし、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着することとする。

(2) 表示事項

車内表示装置による表示事項は、表示板によることができるものとし、規格は別表(3)の例によることとし、Ⅱ 法人タクシー 2. (2)①～④、⑦、⑧、⑩、⑪による表示はしてはならないものとする。

① 「予約車」

乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合には、車外に向けて表示する。

② 「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、車外に向けて表示する。

③ 「貸切」

認可を受けたハイヤー運賃の適用方法において、「貸切」の表示をすることとされている場合に車外に向けて表示する。

3. 車体表示装置

Ⅱ 法人タクシー 3. (1)による表示灯は装着してはならない。

4. 車体表示事項

車体には、次に掲げる事項を別表(1-1)の例による位置に明瞭に表示する。

Ⅱ 法人タクシー 4. (2)～(7)による車体表示事項は表示してはならない。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号

文字の大きさは一文字縦横3.5センチメートル以上とする。記号については、別表(1-1)の例によらず、縦横5センチメートル以上とする。

5. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

(2) 禁煙車である旨の表示

旅客の見やすい位置に、別表(6)の例による「禁煙マーク」又は「禁煙車」を表示する。

V 福祉輸送自動車の表示等

1. メーターの装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

ただし、時間制運賃のみを適用する者にあつてはこの限りではない。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置を有し、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

車内表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとする。

(1) 装着位置

車内表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であつて、別表(5)の例による位置に装着することを基本とし、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着することとする。

(2) 表示事項

車内表示装置による表示事項は、表示板によることができるものとし、規格は別表(3)の例によることとする。

Ⅱ 法人タクシー 2. (2)①、⑦、⑧、⑩の表示はしてはならないものとする。

- ① 「割増」
割増運賃を適用している場合には、車内及び車外に向けて表示する。
- ② 「迎車」
迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合には、車外に向けて表示する。
- ③ 「予約車」
迎車回送料金を適用しない車両であって、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合には、車外に向けて表示する。
- ④ 「回送」
運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、車外に向けて表示する。
- ⑤ 「貸切」
時間制運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。
- ⑥ 「救援」
救援事業の業務遂行のために走行する場合には、車外に向けて表示する。

3. 車体表示事項

車体には、次に掲げる事項を別表(5)の例による位置に明瞭に外部から容易に判別ができるように表示する。

Ⅱ 法人タクシー 4. (7)は表示してはならないものとする。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 「患者等輸送車両」又は「福祉輸送車両」
- (3) 業務の範囲を限定する車両については「限定」

4. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
車内表示装置の後面に表示する。
- (2) 運賃料金の内容
初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方並びにメーター表示において運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあっては、割増を適用した額とする。）のほか、原則として割増運賃又は割引運賃を適用する場合にあっては、その旨を後席の旅客から見やすい位置に表示する。
- (3) 禁煙車である旨の表示
旅客の見やすい位置に、別表(6)の例による「禁煙マーク」又は「禁煙車」を表示する。

VI 除外規定

本取扱いに定める表示事項等については、Ⅱで定める法人タクシー車両、Ⅲで定める個人タクシー車両及びⅣで定めるハイヤー車両であって国又は地方公共団体が係わる行事、若しくは特定顧客と文書による1カ月以上の運送契約のある場合において、別表(8)に定める書式により事前に運輸支局長又は運輸監理部長に届け出られた車両については、その運送に従事する間に限り、次に掲げる事項について適用を除外することができる。

1. Ⅱ 2.、Ⅲ 2. 及びⅣ 2. に定める「車内表示装置」
2. Ⅱ 3. 及びⅢ 3. に定める「車体表示装置」
3. Ⅱ 4. (2)及びⅢ 4. (2)に定める「タクシー」又は「TAXI」
4. Ⅱ 4. (3)に定める「所属営業所の所在地名の略称」
5. Ⅱ 4. (4)及びⅢ 4. (4)に定める「初乗距離、初乗運賃額、(運賃)車種区分、加算運賃額及び加算距離」
6. Ⅱ 4. (5)及びⅢ 4. (5)に定める「割引適用基準額及び割引率」
7. Ⅱ 4. (6)に定める「タクシー事業者の名称若しくは記号の前後表示」及びⅢ 4. (6)に定める「タクシー事業者の名字又は名称の前後表示」
8. Ⅱ 4. (7)及びⅢ 4. (7)に定める「ユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示」
9. Ⅱ 5. (3)及びⅢ 5. (2)に定める「運賃料金の内容」

附 則

- ・ この公示は、平成25年4月1日から適用する。
(経過措置)
- ・ Ⅱ 法人タクシー 4. 車体表示事項(1)(2)(3)(4)(6)、Ⅲ 個人タクシー 4. 車体表示事項(1)(2)(3)(4)(6)、Ⅳ ハイヤー 4. 車体表示事項(1)については、各事業者毎に、新たに一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両から適用するものとする。

附 則

- ・ この公示は、平成27年10月1日から適用する。
(経過措置)
- ・ Ⅱ 法人タクシー 5. 車内表示事項(2)の規定は指定地域以外の地域にあつては、平成28年3月31日までの間、「車内表示装置の後面に登録タクシー運転者証を表示する。ただし、登録運転者でない場合は乗務員証を表示するものとする。」とする。
- ・ Ⅲ 個人タクシー 5. 車内表示事項(1)の規定は指定地域以外の地域にあつては、平成28年3月31日までの間、「車内表示装置の後面に表示する。ただし、事業者の氏名については別表(4)に定める写真票、代務運転者が乗務する場合は当該運転者の写真票を表示することとし、個人タクシー事業者乗務証又は登録タクシー運転者証を表示することで写真票に代えることができる。」とする。

附 則

- ・ この公示は、令和2年5月12日から適用する。

附 則

- ・ この公示は、令和3年1月1日から適用する。

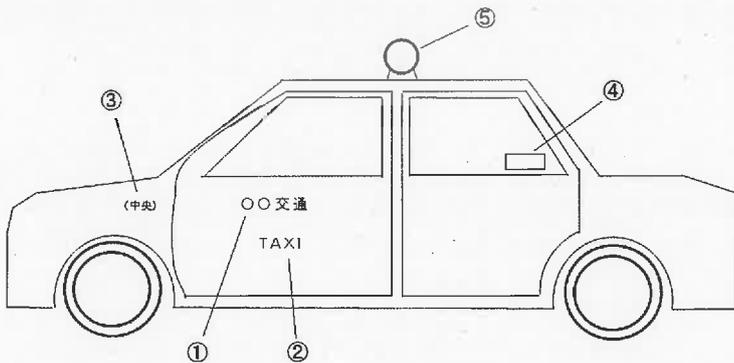
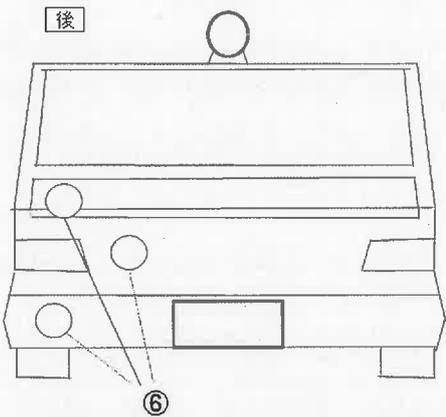
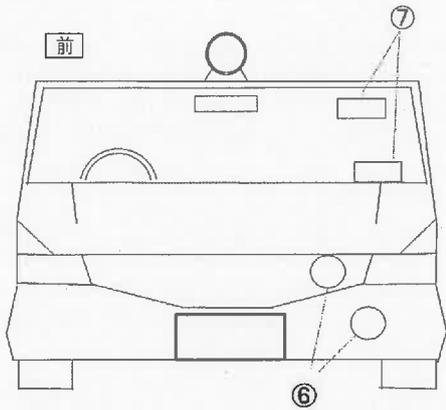
附 則

- ・ この公示は、令和5年8月1日から適用する。

附 則

- ・ この公示は、令和6年4月19日から適用する。

別表（1-1）〔法人タクシーの表示方法〕



- ①事業者の氏名、名称又は記号
- ②「タクシー」又は「TAXI」
（タクシー業務適正化特別措置法による指定地域に限る。）
- ③所属営業所の所在地名の略称
（タクシー業務適正化特別措置法による特定指定地域に限る。）
- ④初乗距離、初乗運賃額、（運賃）車種区分、加算運賃額及び加算距離
- ⑤表示灯
- ⑥タクシー事業者の名称若しくは記号
（表示灯に「タクシー事業者の名称若しくは記号」が表示されていない場合に限る。）
（表示場所を複数例示をしているが、表示は前後それぞれ1カ所とする。）
- ⑦車内表示装置又は表示板

注

（1） 事業者の氏名、名称又は記号、「タクシー」又は「TAXI」及び所属営業所の所在地名の略称の表示は、ペンキ又は容易に剥がれないステッカーにより、車体の両側面に外部から容易に判別できるように行うこと。

文字の大きさは事業者の氏名、名称については一文字縦横3.5センチメートル以上とし、漢字、アルファベット（ローマ字を含む）、カタカナ又はひらがなのいずれかを表示する。

記号の大きさは、縦横8センチメートル以上とする。（アルファベット（ローマ字を含む）表記を主体とした記号を除く。）

記号のうち、漢字、カタカナ又はひらがなのいずれかの表記を主体とした記号に

使用する文字の大きさは、一文字縦横3.5センチメートル以上とする。

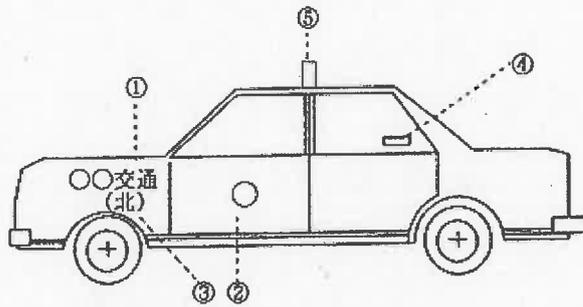
アルファベット（ローマ字を含む）表記を主体とした記号の大きさは、縦8センチメートル以上とし、記号に使用する文字の大きさは、一文字縦3.5センチメートル以上とする。

「タクシー」については、横10センチメートル以上又は「TAXI」については横8センチメートル以上とする。

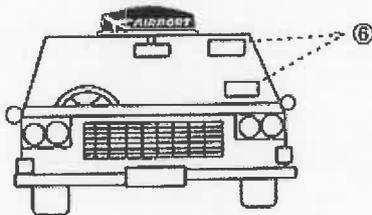
所属営業所の所在地名の略称については一文字縦横3センチメートル以上とする。

- (2) 初乗距離、初乗運賃額、(運賃)車種区分、加算運賃額及び加算距離の表示は、車体の左側面のガラスに行うこと。
- (3) 表示灯は、車両の前後から見えやすいように装着すること。
- (4) タクシー事業者の名称若しくは記号の前後表示の大きさは、横10センチメートル以上とし、利用者からタクシー事業者の特定が容易になるよう表示すること。

別表（1-2）〔空港専用タクシーの表示方法〕



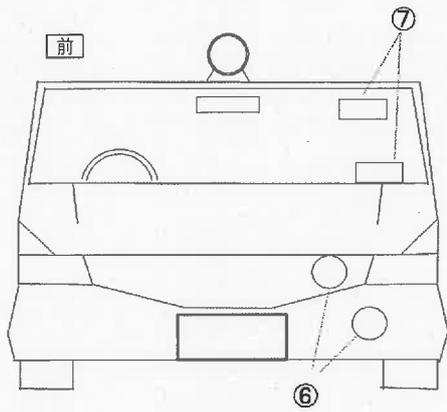
- ①事業者の氏名、名称又は記号
- ②「関西国際空港キャラクターマーク」の表示
- ③所属営業所の所在地名の略称
(タクシー業務適正化特別措置法による特定指定地域に限る。)
- ④初乗距離、初乗運賃額、(運賃)車種区分、加算運賃額及び加算距離
- ⑤表示灯
- ⑥車内表示装置又は表示板



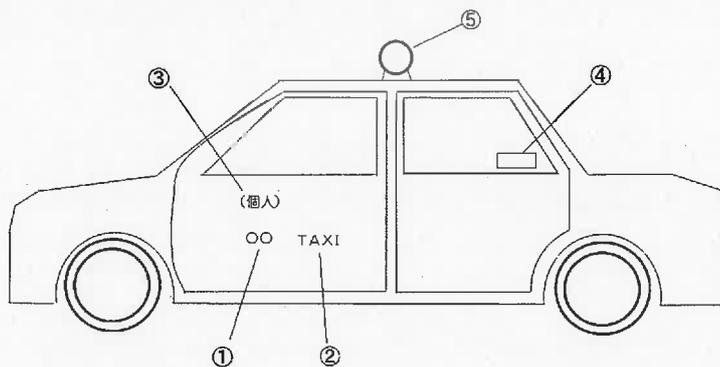
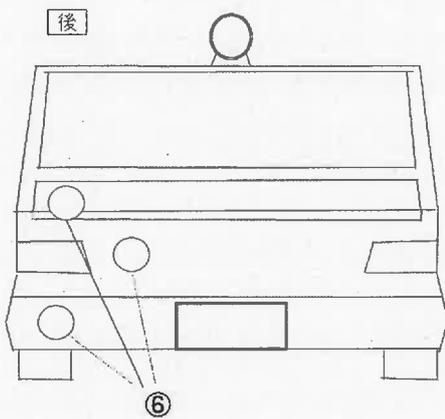
注

- (1) 表示灯は概ね縦10センチメートル、横36センチメートル、幅6.5センチメートルとする。
- (2) 表示灯の「AIRPORT」の文字の大きさは概ね縦横3センチメートルとする。
- (3) 車体に表示する「関西国際空港キャラクターマーク」の使用及び規格等は新関西国際空港株式会社の承認を受けたものに限る。
- (4) 「関西国際空港キャラクターマーク」の表示は車体の両側面に行うこと。

別表（２）〔個人タクシーの表示方法〕



- ①事業者の氏名又は名称
- ②「タクシー」又は「TAXI」
- ③「個人」
- ④初乗距離、初乗運賃額、（運賃）車種区分、加算運賃額及び加算距離
- ⑤表示灯
- ⑥事業者の名字又は名称
（表示場所を複数例示をしているが、表示は前後それぞれ1カ所とする。）
- ⑦車内表示装置又は表示板



注

（１）事業者の氏名又は名称、「タクシー」又は「TAXI」及び「個人」の表示は、ペンキ又は容易に剥がれないステッカーにより、車体の両側面に外部から容易に判別できるように行うこと。

文字の大きさは、事業者の氏名又は名称及び「個人」については、一文字縦横5センチメートル以上とし、漢字、ローマ字、カタカナ又はひらがなのいずれかを表示する。

「タクシー」については、横10センチメートル以上又は「TAXI」については横8センチメートル以上とする。

- (2) 初乗距離、初乗運賃額、(運賃)車種区分、加算運賃額及び加算距離の表示は、車体の左側面のガラスに行うこと。
- (3) 表示灯は、車両の前後から見えやすいように装着すること。
- (4) タクシー事業者の名字又は名称の前後表示の文字の大きさは、一文字縦横5センチメートル以上とし、利用者からタクシー事業者の特定が容易になるよう表示すること。

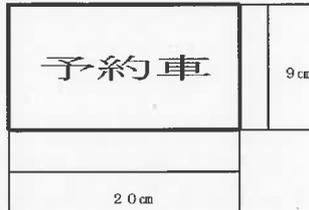
別表（3）〔表示板の種類及び規格〕

第1



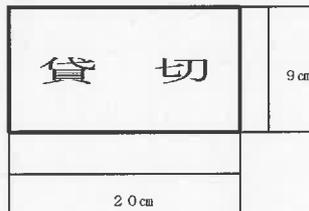
- 注（1）文字の色は容易に識別できる色とする。
 （2）文字の寸法は7 cm角で、太さは9 mmとする。
 （3）プラスチック製等でけんろうなものとする。

第2



- 注（1）文字の色は容易に識別できる色とする。
 （2）文字の寸法、表示内容は任意とするが、「予約」の文字は必ず記入するものとする。
 （3）プラスチック製等でけんろうなものとする。

第3



- 注（1）文字の色は容易に識別できる色とする。
 （2）文字の寸法は7 cm角で、太さは9 mmとする。
 （3）プラスチック製等でけんろうなものとする。

第4



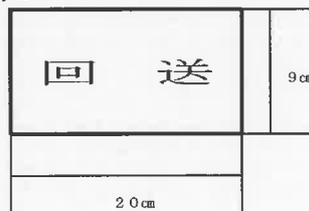
- 注（1）文字の色は青色とし、地は白色とする。
 （2）文字の寸法は7 cm角で、太さは9 mmとする。
 （3）プラスチック製等でけんろうなものとする。

第5



- 注（1）文字の色は容易に識別できる色とする。
 （2）文字の寸法は7 cm角で、太さは9 mmとする。
 （3）プラスチック製等でけんろうなものとする。

第6



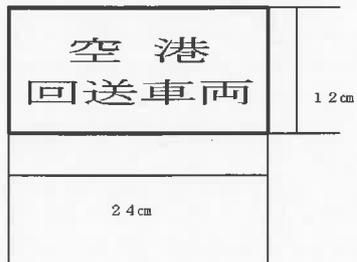
- 注（1）文字の色は黒色又は青色とし、地は白色とする。
 （2）文字の寸法は7 cm角で、太さは9 mmとする。
 （3）プラスチック製等でけんろうなものとする。

第7



- 注（1）文字の色は容易に識別できる色とする。
 （2）文字の寸法は7 cm角で、太さは9 mmとする。
 （3）プラスチック製等でけんろうなものとする。

第 8



- 注 (1) 文字の色は青色とし、地は白色とする。
(2) 文字の寸法は5cm角で、太さは5mmとする。
(3) プラスチック製等でけんろうなものとする。

以 上

別表（４）

〔個人タクシー事業者の写真票の様式〕

（表）

14 cm	
個 個 人	
事業許可年月日	
事業許可番号	
備 考	
近畿運輸局長 (印)	
7 cm	

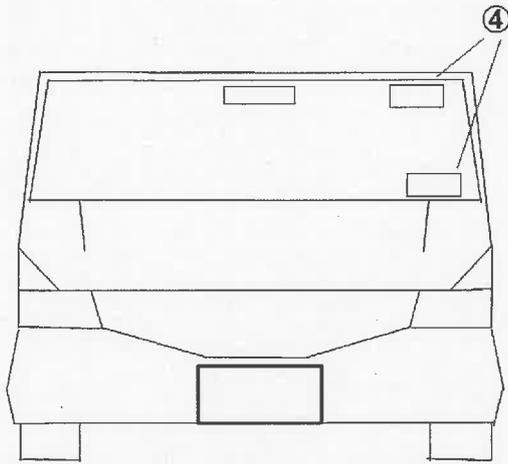
（裏）

写 真 票		
写 真 5 cm × 5 cm	氏 名	
	事業の 許可期限	

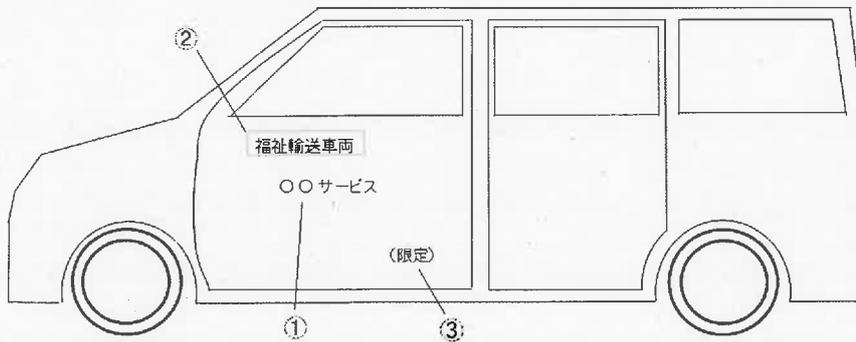
注

- (1) 用紙の地色は、淡緑色とする。
- (2) 写真は交付を受けようとする日前、6カ月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の顔写真とする。

別表（５）〔福祉輸送自動車の表示方法〕



- ①事業者の氏名、名称又は記号
- ②「患者等輸送車両」又は「福祉輸送車両」
- ③「限定」
- ④車内表示装置又は表示板



注

事業者の氏名、名称又は記号、「患者等輸送車両」又は「福祉輸送車両」、及び「限定」の表示は、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、車両の両側面に外部から容易に判別ができるように行うこと。

文字の大きさは一文字縦横５センチメートル以上とする。

別表（6）〔禁煙車両の表示例〕

1. 「禁煙マーク」



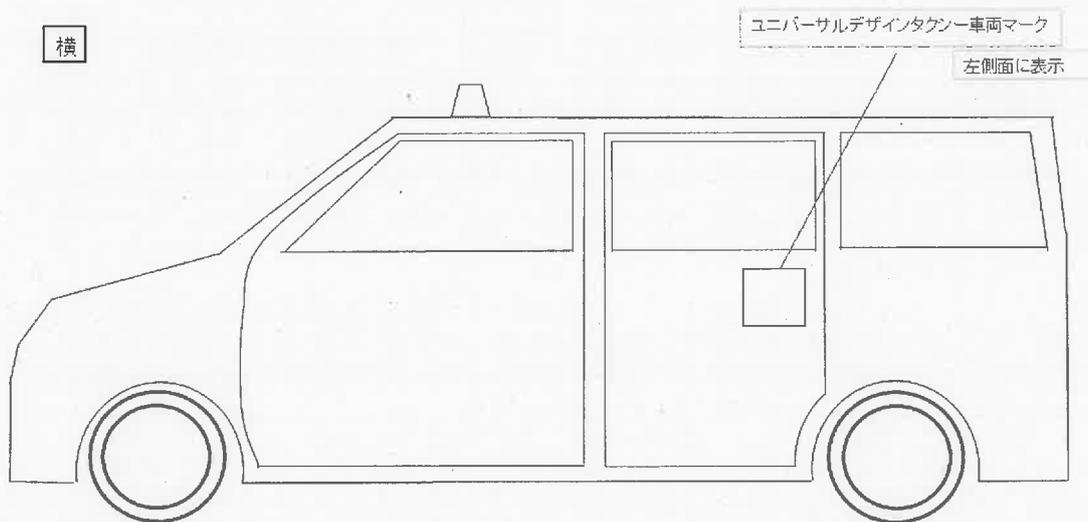
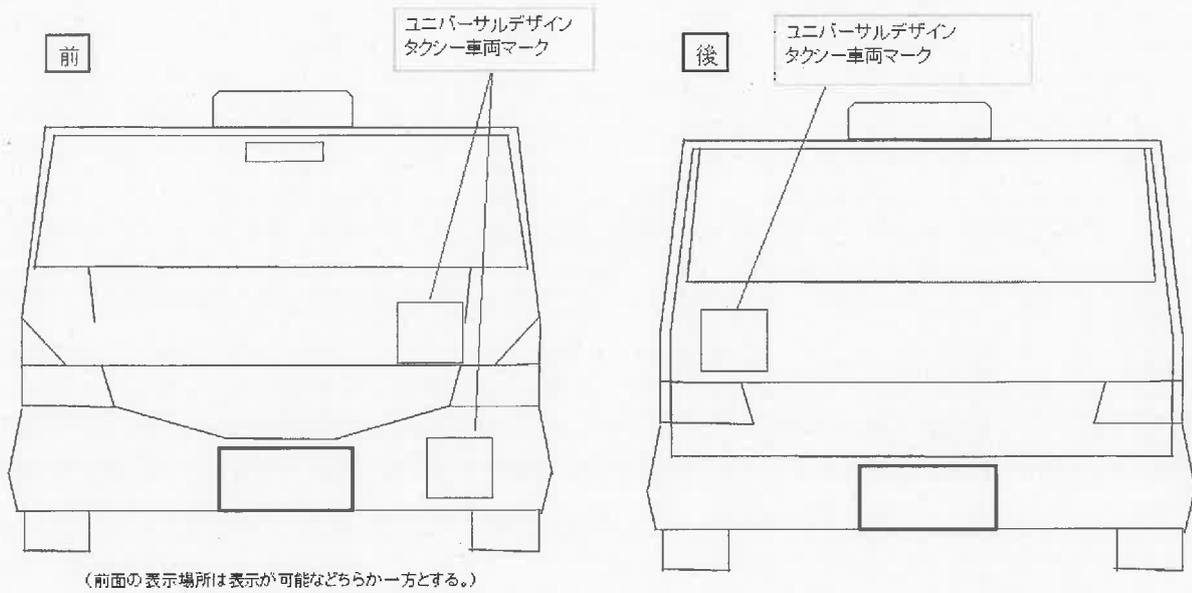
2. 「禁煙車」

禁煙車

注

- (1) 「禁煙マーク」は、旅客が禁煙車両であることを容易に認識できるマークであれば、表示例によらなくてもよいものとする。
- (2) 「禁煙マーク」及び「禁煙車」は、旅客が明瞭に確認できる大きさとする。

別表（7）[ユニバーサルデザインタクシー車両マークの表示]
表示方法



注

- (1) ユニバーサルデザインタクシー車両マークは、「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」（平成24年3月28日 国自旅第192号）による認定を受けた時期及び認定レベルに応じて、それぞれ定められたマークを表示する。
なお、認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両については、マーク⑥の表示を推奨する。

認定を受けた時期	認定レベル		
	レベル2	レベル1	レベル準1
令和2年4月1日以後	マーク①	マーク②	マーク⑤
令和2年3月31日以前	マーク③	マーク④	

- (2) マークの表示場所は、車体の前面、左側面及び後面に外部より見えやすいように塗装又はステッカーにより表示するものとする。
- (3) マークの大きさは、縦横15センチメートル以上とする。
- (4) ユニバーサルデザインタクシー車両マーク以外の表示事項については、別表（1-1）若しくは別表（1-2）又は別表（2）による。
- (5) 前面表示について、図の位置に表示することが困難な場合は、窓ガラス部分以外の車体の前面であって、かつ、道路運送車両の保安基準等関係法令に抵触しない位置であり、旅客の見えやすい位置に表示する。

マーク①



配色



PANTONE 183C

PANTONE 212C

マーク②



配色



PANTONE 183C

PANTONE 212C

マーク③



配色



PANTONE 375C

PANTONE 354C

マーク④



配色



PANTONE 375C

PANTONE 354C

マーク⑤



配色



PANTONE 375C

PANTONE 354C

マーク⑥



配色



PANTONE 293C

別表（8）

年 月 日

近畿運輸局 運輸支局長

又 は 神戸運輸監理部長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

タクシーの表示事項等適用除外車両届

標記について、下記のとおり表示事項等の適用除外を受けたいのでお届け致します。

記

1. 適用除外を受けようとする表示事項等

2. 期 間

3. 理 由

